事務連絡

令和元年（2019年）８月26日

各指定就労定着支援事業所　管理者　様

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課

企画・指導係

就労定着支援サービス費に係る推定値の終期および就労定着率の算出について

　平素は本県の障害者支援施策の推進に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

　平成30年10月１日以降に就労定着支援事業を開始されている事業所が多いため、下記のとおり考え方をお知らせいたします。

　令和元年10月１日以降の就労定着率を算出していただき、区分の変更がある場合は「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」をご提出下さい。

　なお、その提出期日につきましては、新しい区分を適用しようとする月の15日までといたします。（【例】10月から新区分の適用を予定する場合は、10月15日が提出期日となる。）

【考え方】

新規に指定を受けた日から１年間の就労定着率は推定値になります。

例えば、就労定着支援事業を平成30年10月１日より指定を受け、開始している場合、

■平成30年10月１日～令和元年９月30日の就労定着率

　　　　⇒推定値

　　■令和元年10月１日～令和２年３月31日の就労定着率

　　　　⇒平成30年10月１日から平成31年３月31日までの実績で算出

　　　　　（前年度末日から過去３年間の実績で算出）

■令和２年４月１日～　の就労定着率

　　　　⇒平成30年10月１日から令和２年３月31日までの実績で算出

　　　　　（前年度末日から過去３年間の実績で算出）

　※【参考】報酬告示　抜粋

第14の２ 就労定着支援（新設）

１ 就労定着支援サ－ビス費

２ イからハまでについては、指定就労定着支援事業所（指定障害福祉サービス基準第206条の３第１項に規定する指定就労定着支援事業所をいう。以下同じ。）において、指定就労定着支援を行った場合に、都道府県知事に届け出た指定就労定着支援のあった日の属する年度の利用者数及び就労定着率（指定就労定着支援のあった日の属する年度の前年度の末日において指定就労定着支援を受けている利用者と当該前年度の末日から起算して過去３年間において就労定着支援を受けた者のうち通常の事業所での就労を継続しているものの合計数を、当該前年度の末日から起算して過去３年間において指定就労定着支援を受けた利用者の総数で除して得た率をいう。以下この第14の２において同じ。）に応じ、１月につき所定単位数を算定する。ただし、新規に指定を受けた日から１年間は、当該就労定着事業所の就労定着率は、推定値による。